省　令

○財務省令第四十九号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三条第六項及び第十三条第七項の規定に基づき、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十五日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅行取消等の場合における旅費） **第二条**　法第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、法第四十六条第二項の規定に基づき財務大臣に協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、左の各号に規定する額による。 一　鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払つた金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について法により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。 二　赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払つた金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額 三　外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払つた金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた額の範囲内の額	（旅行取消等の場合における旅費） **第二条**　法第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、左の各号に規定する額による。 一　鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払つた金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について法により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。 二　赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のため支払つた金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額 三　外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払つた金額で、当該旅行について法により支給を受けることができた額の範囲内の額
（旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式） **第七条**　法第十三条第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式は、左の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。 一　第二号から第七号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別表第二の第一号様式による旅費請求書。但し、法第三条第一項に規定する赴任に係る旅費及び法第二十五条又は第三十八条（法の他の条文においてこれらを準用する場合を含む。）に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、別表第二の第二号様式による旅費請求書 二　法第二十六条に規定する日額旅費又は法第二十七条（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する在勤地内旅行の旅費（移転料を除く。）を請求する場合には、別表第二の第三号様式による旅費請求書 三　法第四十一条に規定する旅行手当を請求する場合には、別表第二の第四号様式による旅費請求書 四　法第三十条に規定する旅費又は法第四十条に規定する死亡手当を請求する場合には、別表第二の第五号様式による旅費請求書 五　法第三条第六項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第六号様式による旅費請求書 六　法第三条第七項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第七号様式による旅費請求書 七　概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、別表第二の第八号様式による旅費精算請求書	（旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式） **第七条**　法第十三条第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式は、左の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。 一　第二号から第七号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、別表第二の第一号様式による旅費請求書。但し、第三条第一項に規定する赴任に係る旅費及び法第二十五条又は第三十八条（法の他の条文においてこれらを準用する場合を含む。）に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、別表第二の第二号様式による旅費請求書 二　法第二十六条に規定する日額旅費又は法第二十七条（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する在勤地内旅行の旅費（移転料を除く。）を請求する場合には、別表第二の第三号様式による旅費請求書 三　法第四十一条に規定する旅行手当を請求する場合には、別表第二の第四号様式による旅費請求書 四　法第三十条に規定する旅費又は法第四十条に規定する死亡手当を請求する場合には、別表第二の第五号様式による旅費請求書 五　法第三条第六項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第六号様式による旅費請求書 六　法第三条第七項に規定する旅費を請求する場合には、別表第二の第七号様式による旅費請求書 七　概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、別表第二の第八号様式による旅費精算請求書

附　則

この省令は、公布の日から施行する。